

議 案 第 73 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう  
に定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じ、初任給調整手当を引き上げるとともに、特定  
の職員に対する給与の減額措置を廃止するため。

## 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第1項中「184,300円」を「184,500円」に改める。

第20条第1項中「及び附則第3項第3号」を削り、「及び第20条の3」を「及び第20条の3第1項」に改め、同条第4項中「及び附則第3項第3号」を削る。

第20条の4第1項及び同条第2項第1号中「及び附則第3項第4号」を削る。

附則第3項から第6項までを削る。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の4の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の松戸市一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 3 松戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第10項を削る。